

- 保険指定医療機関
- 労災指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関

当院は保健医療機関の指定を受けています。

九州厚生局長への届出事項に関する事項

◆当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 1) 障害者施設等入院基本料10対1 3階病棟40床  
(看護補助体制充実加算2、夜間看護体制加算)
- 2) 回復期リハビリテーション病棟入院料3 4・5階病棟60床
- 3) 特殊疾患入院施設管理加算
- 4) 診療録管理体制加算3
- 5) 療養環境加算
- 6) 医療安全対策加算2
- 7) 感染対策向上加算3 (サーベイランス強化加算)
- 8) 後発医薬品使用体制加算1
- 9) データ提出加算
- 10) 入退院支援加算1
- 11) 認知症ケア加算3
- 12) 医療DX推進体制整備加算
- 13) 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 14) 入院時食事療養 (I) ・入院時生活療養 (I)  
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- 15) 喘息治療管理料
- 16) ニコチン依存症管理料 敷地内禁煙です。
- 17) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 18) CT撮影及びMRI撮影
- 19) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- 20) 運動器リハビリテーション料 (I)
- 21) 呼吸器リハビリテーション料 (I)
- 22) 入院ベースアップ評価料

以上の承認を受けています。

病棟入院料に関する事項

◆当該病棟における一日の看護職員数 (看護師・准看護師) 及び看護補助者数 (ケアワーカー) は、以下のとおりです

	1日の合計 看護職員数 (看護補助者 数)	日勤時間帯 (9:00~17:00)		夜勤時間帯 (17:00~9:00)	
		看護職員1人当 たりの受持患者数	看護補助者1人当 たりの受持患者数	看護職員1人当 たりの受持患者数	看護補助者1人当 たりの受持患者数
3階病棟 ・障害者施設等入院基本料 10対1	40床 12人以上	5人以内	—	20人以内	—
4・5階病棟 ・回復期リハビリテーション病棟入院料3 15対1/30対1	60床 12人以上 (6人以上)	8人以内	15人以内	30人以内	60人以内

○付添看護 当病院において患者様負担による付添いはできません。

その他の事項



医療法人 西郷聖徳十字

桜十字大手門病院 大倉 章生

令和6年9月1日現在